

母子保健事業等の実施に係る Q&A（令和 2 年 4 月 10 日時点）

問 1 通知の 2 妊産婦及び乳幼児に対する健康診査，保健指導についての（1）母子保健法第 12 条第 1 項に定める健康診査について、「延期等により，健康診査を受診できない乳幼児には，別の機会に健康診査を受ける機会を設けること」とあるが，別の機会とはどういう意図か。

（答）

- 別の機会とは，感染の状況を踏まえた上で、改めて法に定める健康診査（1 歳 6 か月児及び 3 歳児健康診査）の場を設けていただくことを想定しています。その際、受診児がそれぞれの対象月齢（1 歳 6 か月児：満 1 歳 6 か月～満 2 歳、3 歳児：満 3 歳～満 4 歳）を超過していても差し支えありません。

問 2 集団健診を中止し，小児科医師による内科健診のみを実施した場合，歯科健診などの一部項目が未実施であっても健診実施とみなしてよろしいか。

（答）

- 法定健診である 1 歳 6 か月児及び 3 歳児健診については、健診項目の実施時期が同時期でなくても差し支えありませんので、定められた項目は原則として実施してください。一部の項目について、受診児が健診の対象月齢（1 歳 6 か月児：満 1 歳 6 か月～満 2 歳、3 歳児：満 3 歳～満 4 歳）を超過していても差し支えありません。
- なお、法定健診以外の健康診査については、各市町村のご判断で健診項目を定めてください。

問3 地域保健・健康増進事業報告の「2(2)母子保健(健康診査)」の記入について、乳幼児健診を延期した結果、受診児が健診の対象月齢を超えていた場合、その人数は、健診受診者として計上してもよいか。また、令和元年度実施予定の乳幼児健診を延期し、次年度に実施した場合、「対象人員」「受診実人員」は令和元年度に含めるのか、または令和2年度に含めるのか。

(答)

- 受診児が対象月齢を超えて受診した場合であっても、健診受診者として計上してください。令和2年度についても同様の扱いになります。
- 計上する年度については、実際に健康診査を実施した年度に計上してください。事業報告の作成要領では、「対象人員」を「一般健康診査を受ける対象となる人員を計上すること」としております。そのため、対象人員は、実施する健診の対象者人数を記載することになります。乳幼児健診を延期し、年度内に健診を実施できなかった場合は、その年度の対象には含まれません。

問4 集団健診ではない健診実施方法については、どのようなものが考えられるか。

(答)

- 医療機関等における個別健診が想定されます。ただし、個別健診実施が、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制へ与える影響も踏まえ、地域の関係者間で十分な協議をお願いします。
- なお、緊急事態宣言の対象地域及び感染拡大警戒地域以外においては、地域の感染の状況によって、
 - ・密閉空間、密集場所、密集場面という3つの「密」が同時に重なるような場所を生じさせないこと
 - ・マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染症対策を十分に講じること等について留意の上、例えば時間ごとに人数を区切って実施することや、動線の工夫により人の接触を最小限にすること等によって、集団健診を継続することも可能と考えます。

問5 健診会場における感染症対策として、どのような点に留意すればよいか。

(答)

- 健診の実施にあたり、受診児や付き添いの保護者の方に
 - ・風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合
 - ・新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した場合
 - ・ご家族に感染疑いのある方がおられる場合については、健診の受診の延期を依頼してください。

- 健診会場の感染症対策として、受診児や付き添いの保護者の方については、
 - ・発熱や咳などの症状がないことを確認すること
 - ・マスク着用、手洗い、手指消毒等を励行すること
 - ・可能な限り、きょうだいや祖父母などの同伴を避けること等にご留意ください。
また、新型コロナウイルスは糞便中に排泄される可能性が指摘されていることから、オムツ替えの場所においても十分な感染対策が必要です。